

令和 2 年 7 月 2 日現在

機関番号：32617  
 研究種目：基盤研究(C) (一般)  
 研究期間：2016～2019  
 課題番号：16K03058  
 研究課題名(和文)「近代史科学」構築のための基礎的研究 地方行政機関の公文書管理規程の収集と分析

研究課題名(英文) A Basic Study for Building "Modern Historical Studies"-Collection and Analysis of Official Document Management Regulations of Local Government Organizations-

研究代表者  
 熊本 史雄 (KUMAMOTO, Fumio)  
 駒澤大学・文学部・教授

研究者番号：70384021  
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：近代日本における地方行政機関(植民地・外政機関を含む)の文書管理規程の調査・収集・目録作成・入力等を行なった。その結果、下記の文書管理規程を確認した。収集(入力・確認)できた文書管理規程(全893件)の内訳を示せば、次のとおり。【都道府県】東京府...94/北海道...74/京都府...59/秋田県...73/岩手県...55/福島県...59/沖縄県...55 【郡】柴田郡ほか12郡...56 【市町村】大阪市...62/足利市(栃木県)...53/常陸大宮市(茨城県)...14 【植民地】台湾総督府...86/朝鮮総督府...51 【外地】樺太庁...16/関東都督府...49/南洋庁...37

#### 研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の目的は、近代日本の地方行政機関(植民地・外政機関を含む)が執り行ってきた公文書の管理、すなわち公文書の処理、施行、保存という文書行政の3過程について定めた法令・規程類を、網羅的に収集・分析することだった。

近代日本の地方行政機関では、規程に基づいて適切に公文書を保存・管理してきた。こうした実態を規程レベルで明らかにすることにより、歴史研究で公文書を使用する際の、根拠(文書の来歴や伝来)を得ることが可能となった。さらには、日本近代史研究における文書学的な視点から意思決定過程(政治過程)の解明を精緻化し、深めていくための視座を提供する基礎を整えることができた。

研究成果の概要(英文)： I conducted a survey, collection, and input of the document management regulations of local government agencies (including colonies and foreign government agencies) in modern Japan. The results obtained (the number of entered document regulations) are as follows. [Prefectures] /Tokyo...94/Hokkaido...74/ Kyoto...59/Akita...73/Iwate...55/ Fukushima...59/ Okinawa...55 [Gun Office] Shibata (Miyagi pref.) and 12 other counties... 56 [Municipalities] Osaka city...62/ Ashikaga City (Tochigi pref.)...53/ Hitachiomiya City (Ibaraki Pref.)...14/ [Colon] Taiwan Governor's Office...86 / Korean Governor's Office...51 [Outside] Karafuto Agency...16/Kanto Metropolitan Government...49 / South Sea Agency...37

研究分野：日本史(近代史)

キーワード：公文書管理 アーカイブズ 地方行政 近代史科学

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

## 1. 研究開始当初の背景

公文書管理のあり方に対しては、近年、世間の耳目が集まる傾向にあるといえよう。とりわけ、2009年7月にいわゆる「公文書管理法」（法律第66号）が成立して以降は、それが顕著である。

たとえば、沖縄への核持ち込みに関する秘密文書を外務省が廃棄したのではないかと指摘された事例や、2011年3月の東日本大震災時の、福島原発事故への対応にかんする内閣官房会議の議事録が作成されていなかった事例などが想起される。最近では、いわゆる「モリ・カケ問題」における公文書の廃棄や改竄、陸上自衛隊南スーダン派遣PKO部隊の日報の管理と公開のあり方が挙げられる。これらをうけ、政府（内閣）をはじめとする各行政機関は、決定過程を含めた自らの政策について説明責任を明確に果たすよう、強く求められる現状にある。

こうした事例から伺えるのは、各行政機関がそれぞれの行政事務の足跡を示すことになる公文書を、どのように体系的に管理・保存してきたのかということに対する、世間からの厳しい問いかけが日に日に増しているという点である。体系的に整理・保存された公文書は、行政（政策）の来し方を検証するうえでの材料となるだけでなく、その行く末を想像的に検討するさいのヒントにもなり得るのである。公文書を如何にして適切に保存し後世に伝えていくのかという問題は、現代を生きる我々の実生活（現実政治）にとって、不可欠な重要課題だといえよう。

それと同時に、これは歴史学の研究分野においても、看過しえない重要な課題である。従来、歴史学において近代史料に関して論じられる場合、その多くは史料1点ごとの内容の理解に重点が置かれ、史料紹介の水準を大きく踏み出すものにはなっていなかった。

すなわち、歴史的価値を有した公文書を史料として用いるさい、その伝来や来歴を批判的に検証することなく、単なる歴史叙述の素材として利用してきたのである。いわば、史料としての公文書なるものは、その価値がア・プリオリに付与されたものとして理解され、それが過去の文書行政の3過程のなかで廃棄されることなく、選別され、残されるべくして残された存在であるというごく単純な、しかし極めて重要な事実に対して無頓着だったのである。これは、法令や規程に基づいて公文書を適切に保存・管理してきた、近代日本の文書行政に対する無理解に起因している。

## 2. 研究の目的

本研究は、歴史学とりわけ日本近代史研究におけるこうした由々しき現状を改め、公文書を利用した歴史研究に精緻な理論と確かな方法を提供することを目的として、取り組まれるものである。

研究代表者は、これまで近代日本の「中央行政機関」における公文書管理のあり方を悉皆的に調査・分析する基礎的研究を積み重ねてきた。その成果は、駒澤大学特別出版助成

金による援助をうけて、『近代日本公文書管理制度史料集—中央行政機関編』（中野目徹氏との共編著、岩田書院、2009年）として、刊行された。

本研究は、このような成果と実績に基づいて行われるものである。学界において、同書がその意義と意味を認められたことに鑑みれば、同様の問題意識と課題に基づいて行われる本研究も、今後の当該研究分野については学界に対して、従前のそれと同等もしくはそれ以上に裨益するところが大きいと期待される。

### 3. 研究の方法

以上のような前提（背景）と目的とに立脚して、本研究は次のような方法を導入する。

- (1) 植民地・外政機関を含む、地方行政機関における文書管理規程を調査し、入力する。ただし、地方行政機関に限っては、47都道府県をはじめ、1700あまりに及ぶ市町村の全てを網羅することは、当然ながら不可能である。そこで、関連史料の残存状況が芳しく、なおかつ近代日本において特徴的な来歴（遍歴）や構成要素、さらには組織的機能を有した機関に絞って、関連規程の収集（入力）を行なうこととする。
- (2) 旧郡役所文書については、残存状況は、全国的にみても芳しくない。残存している旧郡役所文書は、積極的に収集することとする。

### 4. 研究成果

本研究の成果を、収集・入力と調査・分析とに分けて、以下のように報告する。

#### (1) 収集・入力：計 893 件

収集・入力については、機関ごとの成果を数字で示すとともに、〔参考〕として「地方行政機関の公文書管理規程 目録」の凡例と目次を掲げる。

【都道府県】東京府…94／北海道…74／京都府…59／秋田県…73／岩手県…55／  
福島県…59／沖縄県…55

【郡】柴田郡ほか 12 郡…56

【市町村】大阪市…62／足利市（栃木県）…53／常陸大宮市（茨城県）…14

【植民地】台湾総督府…86／朝鮮総督府…51

【外地】樺太庁…16／関東都督府…49／南洋庁…37

#### (2) 調査・分析

以下の項目「5. 主要な発表論文等〔雑誌論文〕」および目録を成果として挙げることができた。調査・分析の成果でもある目録の概要については、後掲〔参考〕の「凡例」と「目次」を参照ありたい。また、入力した各規程の中見（規程本文）については、いずれ（数年のうちに）書籍として刊行したい。

なお、拙著『近代日本の外交史料を読む』（ミネルヴァ書房、2020年）は、科研費助成による成果だと明記してはいないが、本研究の成果の延長線上に配されるものである。

## 地方行政機関の公文書管理規程 目録

(凡例)

- 本目録は、科学研究費助成事業「近代史料学」構築のための基礎的研究—地方行政機関の公文書管理規程の収集と分析—における調査によって収集した地方行政機関の公文書管理規程のうち、重要度の高いものを一覧化したものである。
- 配列は、都（東京都・東京府・東京市）・道（北海道）・府（京都府）・県（秋田県、岩手県、福島県、沖縄県）、郡（宮城県下の郡）、市町村（大阪市、足利市、常陸大宮市）、植民地（台湾総督府、朝鮮総督府）外地機関（樺太庁、関東都督府、南洋庁）の順とし、旧町村については現在の市の項に含めた。
- 各地方行政機関内における掲出順序は制定順とし、例えば「明治元年9月7日」は「明1・9・7」と略記した。また、年代不明のものは、「明1・9・—」というように不明部分を「—」で示した。
- 規程の典拠については決裁原議を基本としたが、原議が確認できないものについては公報や規程集などより補った。

### 目 次

1. 東京都・東京府・東京市	… 3 頁	9. 大阪市	…20 頁
2. 北海道	… 6 頁	10. 足利市	…22 頁
3. 京都府	… 8 頁	11. 常陸大宮市	…24 頁
4. 秋田県	…10 頁	12. 台湾総督府	…25 頁
5. 岩手県	…12 頁	13. 朝鮮総督府	…28 頁
6. 福島県	…14 頁	14. 樺太庁	…30 頁
7. 沖縄県	…16 頁	15. 関東都督府	…31 頁
8. 宮城県下の郡	…18 頁	16. 南洋庁	…33 頁

※目録本文については省略する。

※目録本文は、40字×40行の体裁で、A4用紙30枚に及び。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 熊本 史雄	4. 巻 17
2. 論文標題 南満洲行政統一問題と外務次官幣原喜重郎 大正6・7年の外務省を中心に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 近代史料研究	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） ISSN 1346-843X	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野目 徹	4. 巻 17
2. 論文標題 大正期滋賀県における文書管理の実態 国立公文書館所蔵『滋賀県文書整理二関スル件』の紹介	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 近代史料研究	6. 最初と最後の頁 90-105
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） ISSN 1346-843X	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 熊本史雄	4. 巻 16
2. 論文標題 「近代史料学」の構築へ向けて	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 近代史料研究	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） ISSN 1346-843X	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山田英明	4. 巻 16
2. 論文標題 明治二十三年の地方官制改正と公文書管理 岩手県における知事官房の創設を事例として	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 近代史料研究	6. 最初と最後の頁 10-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） ISSN 1346-843X	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 熊本史雄	4. 巻 88
2. 論文標題 史料紹介 台湾総督府の文書管理規程 情報管理と統治という視角を通じて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 駒沢史学	6. 最初と最後の頁 18-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) ISSN 0450-6928	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

#### 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	中野目 徹  (NAKANOME Toru)  (70241750)	筑波大学・人文社会科学部研究科・教授    (12102)	
研究協力者	山田 英明  (YAMADA Hideaki)		